

発議第 5号

「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和3年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

賛成者 江差町議会議員 小 野 寺 眞

” ” 小 林 くにこ

” ” 大 門 和 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短大・高専・専修学校）への進学率は83.5%に達しています（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちこぼれており、制度は後退しています。そもそも、財源を消費税増税分に行っている点は重大な問題です。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するもとの、制度の拡充の求める声が広がっています。

文科省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として、2018年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2,000円の返還を求めるなど問題があります。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じです。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付奨学金の充実こそ必要です。

OECD加盟国では日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリ・韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対GDP比（2017年度）」は2.9%とOECD諸国の中で下から2番目です。これをOECD諸国平均4.1%まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

よって、江差町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月14日

江差町議会議長 打越 東亜夫